

みんなで支え合う

国民健康保険



医療費適正化にご協力ください



高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増えており、医療費の増加が国保の財政を圧迫しています。

医療の受け方や生活習慣を見直すだけで医療費を節約することができます。日頃から健康づくりはもちろんなこと、上手に医療機関で受診するよう心がけましょう。

ちょっとした心がけで医療費節約！

- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- お子さんのケガや急病で、病院へ行った方がよいか迷ったときは、**小児救急電話相談**（短縮ダイヤル#80000または077-524-7856）を利用しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- 特定健診や定期的な健診（人間ドック）を

- 必ず受けるよう心がけましょう。
- 薬のもらいすぎには注意しましょう。
- ジェネリック医薬品を選びましょう。
- お住まいの近くにある、信頼できる、「かかりつけ医」をもちましょう。

「かかりつけ医」をもつメリット

- ・ いつも同じ医師に診てもらえるので、信頼関係が築ける
- ・ 体質や持病をわかったうえで診てもらえる
- ・ 病気の状態により、必要に応じて専門医を紹介し、手続きをしてくれる
- ・ 日常の健康管理や食生活についてアドバイスしてくれる

人間ドック検診費用の一部を助成しています

補助を受けられるのは

- ① 日野町国民健康保険に加入している方
- ② 年齢が満35歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療対象者は除く）
- ③ 日野町国民健康保険税を滞納していない方
- ④ 人間ドック検診結果を提出できる方

補助の額は、人間ドック基本検査項目（脳ドック、がん検診、その他のオプション）となる項目を除く）に要した費用の2分の1で、2万円を限度としています。

補助金を受けようとする方は、検診を受ける前に必ず役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎06571 有線07784

国民年金からのお知らせ

一部免除の承認を受けられた方へ

保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）となった方は、免除に該当しなかった分の保険料を納付されないと未納期間として扱われます。未納期間になると、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができず、ご注意ください。

納付書がお手元ない方は、草津年金事務所にご確認ください。

一部納付	保険料額（平成22年度）
1/4 納付（3/4 免除）	月額 3,780 円
半額納付（半額免除）	月額 7,550 円
3/4 納付（1/4 免除）	月額 11,330 円



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 草津年金事務所
☎06571 国民年金課
有線07784 077-567-2220